

導入すべき労働調停についての検討のたたき台

1 労働調停と現行の一般民事調停との関係

現行の一般民事調停については、これまでどおり、労働関係紛争でも利用できることとする一方、労働関係紛争を取り扱う新たな紛争解決手段として、民事調停の類型の中に、労働調停を創設するものとするかどうか。

2 労働調停の対象となる紛争

(1) 個別的労働関係紛争・集団的労働関係紛争

労働調停の対象となる紛争について、どのように考えるか。

A案： 個別的労働関係紛争（注1）のみを対象とするものとする案。

B案： 個別的労働関係紛争の他、集団的労働関係紛争（注2）をも対象とするものとする案。

（注1） 個別的労働関係紛争は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争と同様とし、その中の一部の類型の紛争に限定することとはしないものとするのが考えられる。

（注2） 集団的労働関係紛争は、労働調停手続との関係においては、労働組合等の労働者の団体が紛争当事者の一方となる民事に関する紛争とすることが考えられる。

（参 考）

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

労働関係調整法

第6条 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してある状態又は発生する虞がある状態をいふ。

民事調停法

（この法律の目的）

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

(2) 労働調停により解決を図るべき主な紛争

労働調停により解決を図るべき紛争として、主としてどのようなものを想定するか。

A案： 法律関係が明瞭である等、比較的軽易な事件を主として想定するものとする案。

B案： 当事者間の利益調整やいわゆる一般条項の解釈が必要である等、比較的複雑な事件を主として想定するものとする案。

3 労働調停と現行の一般民事調停の選択

申立人が申立ての際に労働調停と現行の一般民事調停のいずれかを選択するものとするかどうか。(注)

(注) 具体的には、申立人は、労働関係紛争に関する調停の申立てをするときは、労働調停手続により調停を行うことを求めることができるものとするのが考えられる(特定債権等の調整の促進のための特定調停に関する法律第3条参照)。この場合においては、制度上は、労働調停の対象となる事件について現行の一般民事調停の申立てをすることもできることとなるが(前記1参照)、前記2(2)での考え方を前提として、裁判所の受付相談等における運用により、それぞれの手続においてふさわしい事件を取り扱うものとするのが考えられる。

(参考)

特定債権等の調整の促進のための特定調停に関する法律

(申述の方式)

第3条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

2 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

4 事物管轄

労働調停を管轄する裁判所について、どのように考えるか。

A案： 現行の一般民事調停の場合と同じく、簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とするものとする案。(民事調停法第3条参照)

B案： 地方裁判所又は当事者が合意で定める簡易裁判所の管轄とするものとする案。(民事調停法第26条参照)

C 案： 地方裁判所の管轄とするものとする案。(民事調停法第32条参照)

(参考)

民事調停法

(管轄)

第3条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

(管轄)

第26条 前条の調停事件〔注：農事調停〕は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(鉱害調停事件・管轄)

第32条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱業の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

5 土地管轄

労働調停の土地管轄について、どのように考えるか。

A 案： 現行の一般民事調停と同じく、相手方の住所地等で申立てをするものとする案。(注)(民事調停法第3条参照)

B 案： 相手方の住所地等の他、申立人の住所地等で申立てをすることができるものとする案。(第33条の2参照)

(注) この他、例えば、労働者と事業主との間の労働契約に基づいて当該労働者が現に就業し、又は最後に就業した事業所の所在地での申立てを認めることが考えられるのではないか。(民事調停法第32条及び第33条の3参照)

(参考)

民事調停法

(管轄)

第3条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

(鉱害調停事件・管轄)

第32条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(交通調停事件・管轄)

第33条の2 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第33条の3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に

係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

6 専門家調停委員

(1) 専門家調停委員の関与

労働調停においては、事案の性質に応じて必要な労働関係に関する専門的な知識経験を有する専門家調停委員が関与するものとするかどうか。(特定債権等の調整の促進のための特定調停に関する法律第8条参照)

(参考)

特定債権等の調整の促進のための特定調停に関する法律
(民事調停委員の指定)

第8条 裁判所は、特定調停を行う調停委員会を組織する民事調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者を指定するものとする。

(2) 専門家調停委員の性格

労働調停の専門家調停委員は、労働者又は使用者を代表する者ではなく、いずれの紛争当事者にも偏ることなく、中立かつ公正な立場で職務を行うことが必要であることを、この制度の前提とすることはどうか。

(3) 専門家調停委員に必要とされる専門性の内容

労働調停の専門家調停委員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有していることが必要ではないか。(注)

(注) 具体的には、労働関係の法令及び判例に関する知見、労働関係の制度、技術、慣行等の実情に関する知見、労使間の均衡点を見出す調整力及び判断力、民事調停委員としてのコミュニケーション能力、当事者を説得する能力等が考えられるのではないか。

(4) 専門家調停委員の供給源

A案：労働調停の専門家調停委員として、労使の関係者(注1)の他、労働関係の学識経験者等(注2)を任命するものとする案。

B案：労働調停の専門家調停委員は、労使の関係者を任命するものとする案。
(注3)

(注1) 具体的には、企業の人事労務業務の経験者その他企業の役職員又は役職員

であった者、労働組合での人事労務関係経験者その他労働組合の役職員又は役職員であった者などが考えられる。

(注2) 具体的には、労働関係事件に携わっている弁護士、労働法その他労働関係の学識経験者、労働関係の相談業務経験者、産業医等が考えられる。

(注3) 労働関係の学識経験者等は、現行の一般民事調停において活用することが考えられる。

(5) 専門家調停委員の任命

労働調停の専門家調停委員は、(3)のような専門性を有する(4)のような者の中から、最高裁判所が任命するものとするかどうか。(注)(民事調停委員及び家事調停委員規則第1条参照)

(注) 労働調停の専門家調停委員の任命手続等は現行の民事調停委員及び家事調停委員規則に従うものとするとともに、専門家調停委員の候補者の選考に当たっては、関係団体に推薦を求めるなど、運用上広く適任者を得るように努めるものとするかどうか。

(参 考)

民事調停委員及び家事調停委員規則

(任命)

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

(6) 調停委員会の構成

裁判所は、各労働調停事件について担当の専門家調停委員を指定するものとし、その指定に当たっては、適正な専門家調停委員の構成を確保するように配慮しなければならないものとするかどうか。

(7) その他

ア 労働調停の専門家調停委員については、現行の民事調停委員の場合と同じく、除斥及び忌避の制度は導入しないものとするかどうか。

イ その他、労働調停の専門家調停委員の在り方については、非常勤とする等現行の民事調停委員と同様のものとするかどうか。

7 訴訟との連携

(1) 調停前置

労働調停には、調停前置の制度は導入しないものとするかどうか。

(2) 職権による付調停

受訴裁判所の職権による付調停は、事案に応じて、当事者の意向を踏まえつつ、積極的に活用されることが適当ではないか（現行の職権による付調停について、特段の特例は設けないものとするかどうか。）。（注）（民事調停法第20条参照）

（注） 前記1及び3の考え方（労働調停と現行の一般民事調停とを並存する手続とし、申立人がいずれかを選択することとする考え方）の場合、労働関係事件に係る訴訟事件において付調停（民事調停法第20条）をする際には、受訴裁判所が労働調停の手続で行うか否かについて事案に応じた判断をするものとすることが考えられる。

（参 考）

民事調停法

（受訴裁判所の調停）

第20条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

(3) 調停不成立の場合の取扱い

労働調停が不成立となった後に訴訟が提起された場合において、調停資料を当事者の意思にかかわらず当然に当該訴訟に引き継ぐことは認めないものとするかどうか。（労働調停が不成立の場合における調停資料の取扱い等については、現行の一般民事調停の場合と同様とし、特段の特例は設けないものとするかどうか。）

8 調停の成立を促進するための仕組み

(1) 調停委員会が定める調停条項の制度等

ア 調停委員会が定める調停条項

労働調停においては、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意（当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。）があるときは、申立てにより、

事件の解決のために適当な調停条項を定めることができ、当該調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなすものとするかどうか。

(民事調停法第24条の3参照)

イ 調停条項案の書面による受諾

労働調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、労働調停において当事者間に合意が成立したものとみなすものとするかどうか。(特定債権等の調整の促進のための特定調停に関する法律第16条参照)

ウ 合意による暫定的措置の勧告

労働調停においては、調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停の成立を著しく困難にし、又はその円滑な進行を妨げる行為を合意により一時停止すべきことを勧告することができるものとするかどうか。(民事調停規則第38条参照)

(参 考)

民事調停法

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第24条の3 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意(当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。)があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

特定債権等の調整の促進のための特定調停に関する法律

(調停条項案の書面による受諾)

第16条 特定調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

民事調停規則

(合意による暫定的措置の勧告)

第38条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停の成立を著しく困難にし、又はその円滑な進行を妨げる行為を合意により一時停止すべきことを勧告することができる。

(2) 調停に代わる決定等

調停が成立する見込みがない場合において、調停に代わる決定が積極的に活用されることが適当ではないか。(注)(民事調停法第17条参照)

(注) 調停に代わる決定に類する制度であってより効力の強いものを労働調停に導入することの当否等については、さらに検討が必要ではないか。

(参考)

民事調停法

(調停に代わる決定)

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

9 その他

(1) 調停手続の迅速化

労働調停の手続は、事案に応じて、迅速に運用されることが適当ではないか。

(注)

(注) 労働調停の処理期間や期日の回数に一定の上限を定めることの当否等については、さらに検討が必要ではないか。

(2) その他